

○胎内市地域自立支援協議会設置要綱

平成19年6月1日
告示第75号

(設置)

第1条 胎内市の相談支援事業を適切に実施するため、胎内市地域自立支援協議会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 障がい者計画及び障がい福祉計画の進捗状況の評価・見直し
- (5) 障がいを理由とする差別を解消するための取組
- (6) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者又は団体若しくは機関の代表者(当該団体又は機関から推薦を受けた者を含む。)のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者団体
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 保健・医療機関
- (4) 教育機関
- (5) 雇用・就労に関する機関
- (6) 社会福祉施設関係者
- (7) ボランティア団体
- (8) 学識経験者
- (9) 関係行政機関
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、特に必要があると認めたときは、委員会の委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、委員長が特に必要と認めたときは、委員の一部をもって開くことができる。

(専門部会)

第7条 委員長は、委員会に個別事例等における具体的な事項を調査研究するための専門部会を置くことができる。

(専門部会の構成)

第8条 専門部会は、第3条に規定する団体又は機関の実務担当者(以下「専門部会委員」という。)をもって構成する。

2 専門部会に部会長を置き、部会長は委員会の委員長があらかじめ指名する者をもって充てる。

(専門部会の運営)

第9条 専門部会は、部会長がこれを主宰する。

2 部会長に事故があるときは、部会長が専門部会委員のうちから、あらかじめ指名する副部会長がその職務を行う。

(専門部会の報告)

第10条 専門部会は、調査研究した結果を委員会に報告するものとする。

(専門部会の運営に関する委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、専門部会の運営に関し、必要な事項は部会長が定める。

(守秘義務)

第12条 協議会の関係者は、業務上知り得た個人情報及び秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、福祉介護課において処理する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第63号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月20日告示第80号)

この告示は、平成21年5月20日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第63号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年1月31日告示第2号)

この告示は、令和2年2月1日から施行する。

附 則(令和2年10月19日告示第125号)

この告示は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和4年1月28日告示第7号)

この告示は、令和4年2月1日から施行する。